## 2021(令和3)年度大学院法学研究科博士課程後期課程法科大学院修了者特別入試 問題と出題の意図

## 【専攻科目】

8月	刑法	問題	[事例] X男は、その小学生の長男AをYに誘拐され、Yから、「B銀行C支店から1000万円を強奪しろ。さもなければ、Aを殺害する」と告げられた。そのため、やむなく、Xは、同支店において、支店長Z男の首筋に出刃包丁を突きつけて、Zに対し、「1000万円を出せ。さもなければ、どうなるかわからないぞ」と言って、金銭の提供を要求した。Zは、強い恐怖心を抱いたため、その要求を受け入れ、現金1000万円を差し出した。Xがこれをかばんに入れるため、手にとろうとしたところ、Zは、Xに生じたすきをついて、Xの顔面を手拳で殴打したため、ひるんだXは、その現金を手にとることができず、慌てて、その場から立ち去った。  第2問 虚偽の申立で証書を受け取る行為は、刑法典上でどのように扱うのか。旅券と健康保険証を対比して説明しなさい。また、直ちに破棄する目的で、記載内容の確認を装って、債権者から借用証書を受け取る行為はどう扱うべきか。  第1問 子供を誘拐した上、脅迫し、銀行強盗をさせた者、脅迫されたため、銀行強盗をした者と、対抗行為に出た強盗の被害
		出題の意図	者に関し、各行為の関係等に着目し、各行為の構成要件該当性および違法性阻却の有無等について、多角的な理論的検討を経て、各行為者の罪責を論じることが求められる。 第2問「証書の詐取」の基礎知識と柔軟な思考力を試した。発行時ならば、旅券は免状等不実記載罪(刑157条2項)で足りるが、健康保険証は詐欺罪(刑246条1項)にもなりうる。境界は、財物性(財産的損害)の有無であり、旅券も発行後の話は別でありうる。債権者の手中にある借用証書の財物性に問題はないが、「破棄」する目的で「受け取る」場合には、詐欺罪と私用文書毀棄罪(刑259)の境界が問われる。不法領得意思が問題である。

## 【外国語】

8月		英語		筆答試験では大学外に著作権がある外国語文献のみが使われますので、著作権法の規定により本サイトでは表示できませ  ん。ただし教務グループにて閲覧することは可能です。 	
	8月		出題の意図	第1問 専攻分野にかかわらず、法学・政治学の研究を進めていく上で必要となる英文読解力、および、分かりやすい正確な日本語で表現する能力を問うべく出題した。	
				第2問 本問では専攻分野にかかわらず研究に必要とされる英文の読解力問うた。内容それ自体は決して難解なものではなく前提知 識をほぼ要しないが、古典的な英語で書かれた法学・政治学の文章を精確に読解できるかを特に問うたものである。	